

別添

委員会等インターネット中継映像撮影システム更新及び賃貸借等業務仕様書

1 業務の名称

委員会等インターネット中継映像撮影システム更新及び賃貸借等業務

2 調達目的

(1) 「県民に開かれた議会の推進」の一環として、常任委員会、特別委員会及び全員協議会等の開催状況をインターネット上に生中継（以下「ライブ配信」という。）及びインターネット上に録画配信（以下「VOD配信」という。）する映像を撮影するため、第1、第2、第3及び第4委員会室並びに全員協議会室（以下「各委員会室」という。）に必要な機器を整備する。

(2) 業務の概要

ア 委員会等インターネット中継映像撮影システム（以下「撮影システム」という。）の更新業務

各委員会室に既設されている、ライブ中継時にその場でネットワークカメラの向き等の制御及び必要な編集を加える操作・編集用パソコン（以下「カメラ操作パソコン」という。）、委員会等撮影用のネットワークカメラ、その他インターネット中継の撮影に必要な機器及びソフトウェアを更新する。

イ 賃貸借等業務

アにより更新した機器等一式の賃貸借及び保守管理業務を行う。

(3) 調達の範囲

ア 撮影システム関連機器及びソフトウェアの更新・導入作業

（ア）更新機器等の内容については、「5 導入要件」を参照のこと。

（イ）導入作業の内容については、「6 導入作業等」を参照のこと。

イ アに掲げる導入機器及び導入ソフトウェアの賃貸借及び保守

保守の内容については、「7 保守」を参照のこと。

3 調達条件

(1) 履行期間

ア 撮影システム更新業務

契約日から令和8年1月31日まで

イ 賃貸借等業務

令和8年2月1日から令和13年3月31日まで

(2) 納入場所

鳥取市東町一丁目220番地（4に記載のとおり）

(3) 納入期限

納入期限（機器設置・設定、動作確認、納入検査までを完了する期限）

令和8年1月31日

(4) 提出資料

令和8年1月31日までに次の書類を鳥取県議会事務局総務課に提出すること。

ア 導入機器一覧	1部
イ 機器設定書	1部
ウ ネットワーク構成図	1部
エ 試験成績表	1部
オ 導入ソフトウェア一覧	1部

カ 保証書 1 部

キ 運用・保守マニュアル 1 部

ク その他鳥取県（以下「県」という。）が必要と認める関連図書及び資料

※ 上記のうち可能なものについて、電磁的記録媒体（CD 又は DVD）にも格納して提出すること。

（5）支払い方法

ア 撮影システム更新業務 一括精算払

イ 賃貸借等業務 各月の金額を翌月精算払

4 納入場所

カメラ操作パソコン、ネットワークカメラ、その他インターネット中継の撮影に必要とされる機器等の設置場所は各委員会室（鳥取市東町一丁目 220）とする。

5 導入要件

（1）導入機器の要件

導入に当たっては、別紙 1 に示す「導入機器要件」を満たすこと。

納品する製品は全て新品（未使用）とし、中古品（再利用）ではないこと。

（2）導入ソフトウェアの要件

導入に当たっては、別紙 2 に示す「導入ソフトウェア要件」を満たすこと。

納品する製品は全て新品（未使用）とし、中古品（再利用）ではないこと。

6 導入作業等

（1）各委員会室において、カメラ操作パソコン、ネットワークカメラ、その他インターネット中継の撮影に必要な機器等の設置、配線、機器接続及び必要な設定の作業を行うこと。

なお、接続に当たって調整が必要な部材（LAN ケーブル、電源ケーブル等）は受注者が用意すること。（別図 1 及び 2 [委員会等インターネット中継システム構成図] 参照）

（2）カメラ操作パソコンによりネットワークカメラで撮影した映像は、別途契約している A S P サービスの利用によるインターネット映像配信サービス業務委託（以下「映像配信業務委託」という。）により整備する映像を配信用データに変換するシステム（エンコードシステム）により配信するため、映像信号の出力設定、エンコードシステムとの機器の接続及び機器設置にあたっては映像配信業務委託の受注者と調整し、映像配信の検証作業を行うこと。

（3）ネットワークカメラの切り替え、撮影方向の制御を行うため、各委員会室を模した配席図を操作画面上に作成し、その位置をクリックするとネットワークカメラの向き等を変更できるように設定作業を行うこと。

なお、ネットワークカメラが向く方向については別途協議する。（別図 3～5 [配席図] 参照）

（4）商用コンピューターウイルス対策ソフトを導入して、賃貸借期間中のライセンスが有効であるとともに、最新のパターンファイルの適用がされていること。

（5）受注者は、更新作業に先立ち更新スケジュール及び更新体制を書面で議会事務局総務課に提出し、担当職員の承諾を得ること。

（6）各ベンダーより提供されているセキュリティパッチは最新の状態にしておくこと。

（7）本仕様書の内容に疑義が生じたり、本仕様書によることが困難又は不都合な場合は、県と協議すること。

（8）県が必要と認めた場合、各種材料について検査、試験を求めることがあり、その際試験に要する費用は受注者の負担とする。

（9）県が必要と認めた場合、既存機器から導入機器へのデータの移行と設定を行い、これらにかかる経費は受注者の負担とする。

（10）既存機器の取外し及び引渡しに係る経費は受注者の負担とする。

（11）本件業務で発生する産業廃棄物については、関係法令等を遵守し、適切に処理すること。

- (12) 整備した機器の納入後に県への操作説明を1回行うこと。
- (13) 賃貸借期間終了時のカメラ操作パソコンについて、撤去の際は、データを完全消去し、消去した旨の証明書を提出すること。
- (14) 受注者は、導入、設定及び設置作業等の過程において知り得た情報を、本仕様書に定める業務を遂行する目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

7 保守

- (1) 県から障害発生の報告があった場合は、おおむね 30 分以内に迅速かつ的確な対応（障害の切り分け、関連業者との連絡調整を含む。）を行うことができる体制であること。
- (2) 保守サービスは、通常使用に伴う経年劣化による消耗品の交換、午前8時 30 分から午後5時 15 分までの土日、祝祭日を除く開庁日においてオンサイトにて、障害発生時における復旧の対応とする。ただし、交換する部品の材料費用については、別途支払うものとする。
- (3) 今回調達するソフトウェア製品について、履行期間中にバグフィックス、セキュリティ対応等のパッチ等のプログラムが各ベンダーから提供された場合、検証後速やかに適用することとし、適用後に稼働確認を行うこと。
- (4) 故障等により、ハードディスクの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストール及び設定）に設定すること。

8 撮影システム納入検査

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、本件業務の検査基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法、テスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、県の承認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、撮影システムが使用できる状態となったときは、納入完了報告書を県に提出するものとする。
- (3) (2) の報告書提出後、県は (1) の検査仕様書に基づき納入検査を行う。この検査において正常に働かないと県が認める場合には、県は期限を定めて速やかに補正を求めるものとする。
- (4) (3) の納入検査完了及び3 (4) の提出資料の検収をもって、撮影システムの納品を完了したものとする。

9 再委託の制限

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が撮影システムの更新業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 追完請求権

- (1) 発注者は、システム納入後、当該システムが仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1) の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

11 著作権等

本件業務の履行の過程で生じたシステムプログラム等の納入物（以下「納入物」という。）は、撮

影システムの更新業務に係る委託料の全額が支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡し、県及び受注者の共有とする。

なお、県及び受注者がシステムの改修等を行うために必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 65 条第 2 項の合意は不要とする。

また、県及び受注者が第三者に著作権の譲渡を行う場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

県又は受注者は、納入物又はこれを複製し改変し翻案したものを販売及び賃貸等することにより第三者の利用に供する場合は、著作権法第 65 条第 2 項の規定により、相手方の合意を得るものとする。

12 秘密情報の取扱い

受注者及びその使用人並びに県の承認を得て再委託された場合の再委託先及びその使用人（以下「受注者等」という。）は、本件業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

13 資料の返還

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は県から提供された資料等が本件業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく当該資料等を県に返還し、又は県の指示に従った処置を行うものとする。

14 作業場所

本件業務に関する協議は、原則として鳥取県議会事務局で行うこととする。

また、受注者は、本件業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、県に無断で当該作業場所以外で作業を行ってはならない。

15 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、県がその材料、履行方法等を指定した場合において、当該指定に係る資料において特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、県は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

16 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本件業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

17 調査等

県は、必要があると認めるときは、本件業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

18 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、本仕様書に定めるものを除き、全て受注者の負担とする。

19 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙1 導入機器要件

1 導入機器及び数量

No	内容	数量					
		第1委員会室	第2委員会室	第3委員会室	第4委員会室	全員協議会室	計
1	カメラ操作パソコン（モニター含む）	1	1	1	1	1	5
2	ネットワークカメラ	3	3	3	3	3	15
3	スキャンコンバータ	1	1	1	1	1	5
4	音声遅延装置	1	1	1	1	1	5
5	I Cレコーダー	1	1	1	1	1	5
6	P o Eスイッチ	1	1	1	1	1	5
7	その他必要とされる部機材等	1	1	1	1	1	5

2 カメラ操作パソコン（モニター含む）仕様

項目	内容
OS	Microsoft Windows 11 Pro for Workstations (64bit)
CPU	Intel (R) Xeon (R) Silver4108 と同等以上
メモリ	16GB 以上
内蔵ハードディスク	SATA HDD 500GB (7,200rpm) 以上
ネットワーク	Ethernet 10Base-T/100Base-TX/1000Base-T
グラフィックカード1	NVIDIA Quadro P620 2GB と同等以上
キャプチャーボードまたはユニット	4映像独立同時入力 ※4映像がそれぞれ独立した映像として同時入力可能なこと
ディスプレイ	23インチ以上液晶ディスプレイ
その他	マウス・キーボードを備えること。

3 ネットワークカメラ（参考品番：Panasonic AW-UE50W）

項目	内容
解像度	1920×1080 ドット、1280×720 ドット、640×360 ドット
ズーム及びフォーカス	光学ズーム 24 倍以上でオートフォーカス機能を有すること
パン（左右）	±175 度（リモート操作）
チルト（上下）	−30 度〜+90 度（リモート操作）
パン・チルト動作速度	90 度／秒以上
PoE (Power over Ethernet)	PoE に対応していること（規格 IEEE802.3at）
ホームポジション	カメラ電源を入れたときにカメラが向く方向を指定できること
プリセットポジション	20 ポジション以上セットできること

4 スキャンコンバータ（参考品番：Roland VC-1-SC）

項目	内容
入力	HDMI、RCA 各1系統以上
出力	HDMI 1系統以上

5 音声遅延装置（参考品番：IMAGENICS ADL-40）

項目	内容
入力	R C A 1 系統以上
出力	R C A 2 系統以上

6 I C レコーダー

項目	内容
記録方式	MP3
記録媒体	内蔵型フラッシュメモリ 8GB 以上
再生速度	再生速度の調整ができること

7 P o E スイッチ

項目	内容
P o E 機能	IEEE802.3at に準拠していること
ネットワークポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 4 ポート以上
給電	1 ポート当たり 30W 以上給電できること

8 その他必要とされる部材等

項目	内容
その他必要とされる部材等	その他必要とされる部材等について以下に示す。 ・ S T P ケーブル（カテゴリ 5 e）、L A N コネクタ、S D I ケーブル（カメラ操作パソコン～ネットワークカメラ） ・ 機器間音声信号ケーブル ・ モール、O A タップほか 上記以外で必要とされる部材等は受注者において準備すること。

別紙２ 導入ソフトウェア要件

１ ソフトウェア構成

最低限必要なソフトウェアについては、次の表に列挙する。

なお、ソフトウェアは導入時における最新バージョンのものとすること。

対象機器	品名	内容	数量
カメラ操作パソコン	ネットワークカメラ制御及びオーサリングツールソフトウェア	ソフトウェア機能は、別に表示システム機能案件を全て備えること。	５
カメラ操作パソコン	バックアップソフト	上記ネットワークカメラ制御及びオーサリングツールソフトウェアにより設定した設定情報をDVD-R等に保存し、障害発生時に当該DVD-R等から設定情報を復元できること。	５

２ システム機能仕様

ネットワークカメラ制御及びオーサリングツールソフトウェアに関しては、以下に示す機能を全て満たすこと。

(１) システムの操作は 23 インチ以上のモニターで行うが、操作画面中に、カメラのモニター画面、テロップの挿入確認画面、出力映像モニター画面、カメラのプリセット等を操作するための各委員会室の配席を模した画面、テロップ操作に必要な操作画面、開会前や休憩中、閉会後にカメラ映像に代わり用いる画像との切り替え操作画面が配置され、必要な全ての操作がこの 23 インチ以上のモニター内の操作で行うことができること。

(２) カメラのプリセット操作は、(１) に示す各委員会室の配席を模した画面で任意の座席あるいは全景等を示すボタンをクリックすることで行えること。

なお、各プリセットポジションで、パン・チルト・ズーム操作もクリック操作で行えること。

また、任意のプリセット２点間をあらかじめ設定し、ワンクリックでその２点間をカメラがスムーズにパンする機能を備えること。

(３) 各委員会室の配置の変更などがある場合、(１) に示す配席を模した画面を、その変更に応じて簡単に変更が可能なツールを有すること。

(４) カメラ映像の切替えは、任意のカメラのモニター画面をクリックした時、そのカメラ映像に切り替わること。

なお、カメラの切替えは、シームレスに行うことができること。

(５) 委員会等開会前、休憩中、閉会後は、事前に登録しておいた静止画もしくは動画（以下「待ち受け映像」という。）と切り替えて放映することができること。

なお、カメラ映像と待ち受け映像の切替え操作は、簡単なクリック操作で行えること。

(６) 以下の内容でテロップを挿入することができること。

なお、テロップの文字フォント、大きさ、色、テロップの挿入位置は、簡単な操作で設定できること。

ア 各委員会室座席表に登録した、議員名及び所属会派から挿入することができること。

イ 事前にテロップリストを編集しておき、そのテロップリストの内容からテロップを議事進行に応じて挿入できること。

なお、テロップリストは複数登録が可能で、放映中も他のテロップリストに変更することも可能なこと。

ウ その場のタイプインでテロップを挿入することができること。

エ テロップはカメラ映像のみならず、待ち受け映像に対しても挿入できること。

オ アからエまでのテロップ挿入モードは簡単に切り替えることができること。

また、長文のテロップの場合、スクロール表示が可能なこと。

(7) 任意のカメラ映像の中に、別のカメラ映像を挿入（以下「ピクチャーインピクチャー」という。）することができること。

なお、ピクチャーインピクチャーの画像サイズ及び挿入位置は任意に設定することが可能であること。

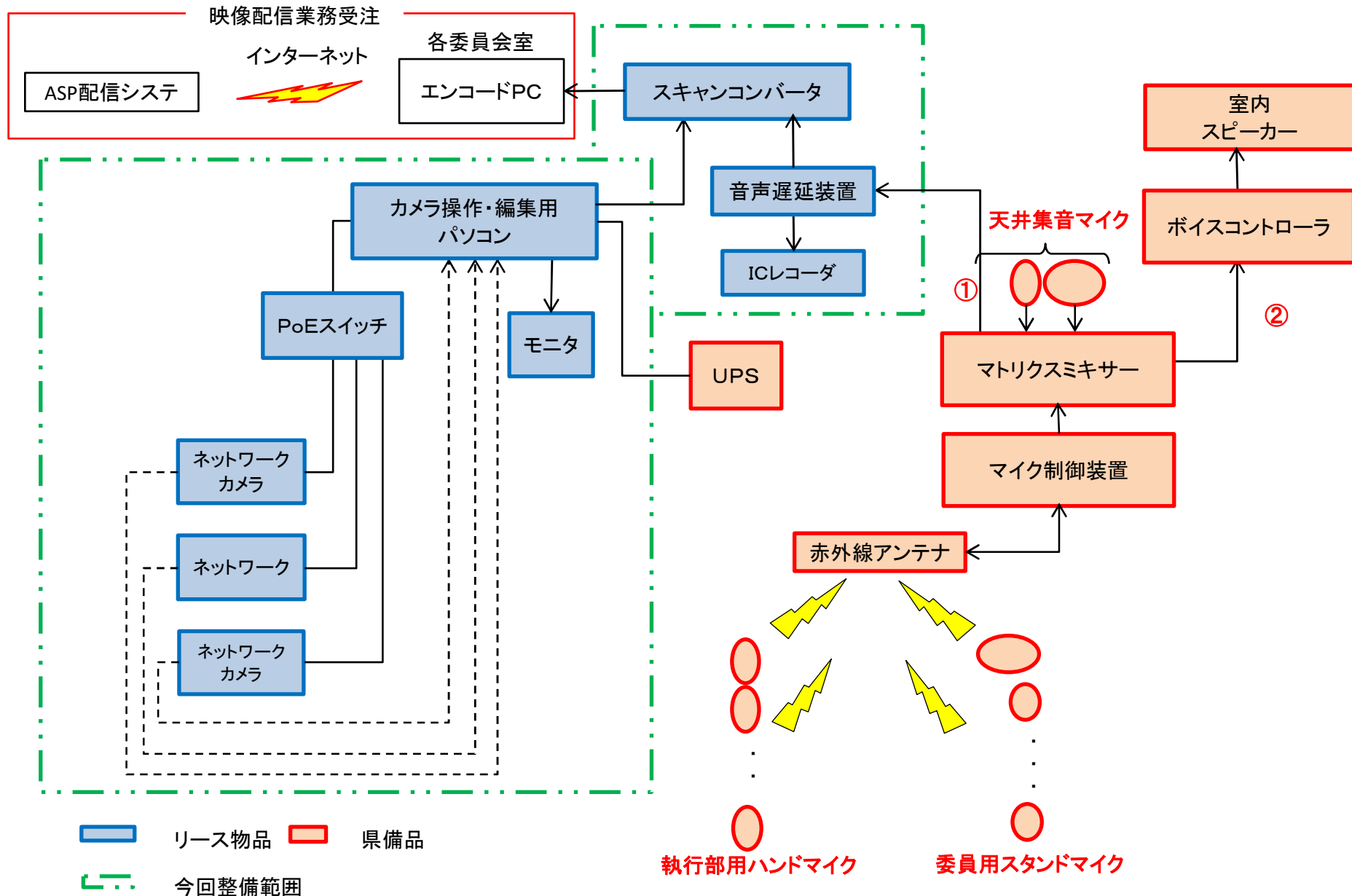
(8) 二つのカメラの中央部の映像を合成して、左右二分割の一つの映像にすることが可能であること。

(9) 音声は既存のマイク設備より入力するが、画面のクリック操作で出力レベルの制御とミュートが可能であること。

(10) (1) から (9) までの機能により、その場で編集された映像は、別途整備しているエンコードパソコンに出力できること。

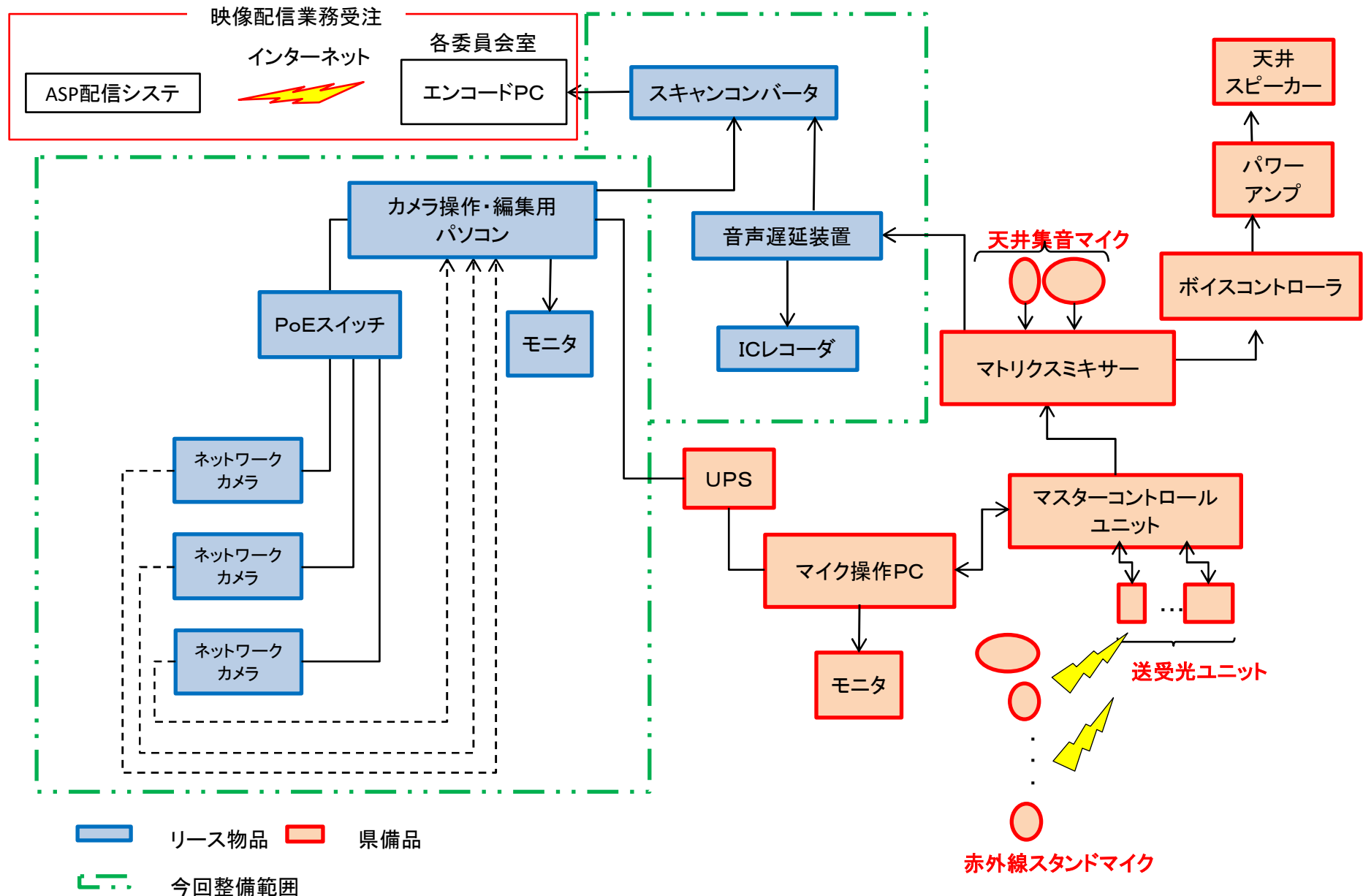
(11) カメラ操作に関するログを記録し、CSV ファイルに書き出しできること。

【委員会等インターネット中継システム構成図(第1～第4委員会室)】

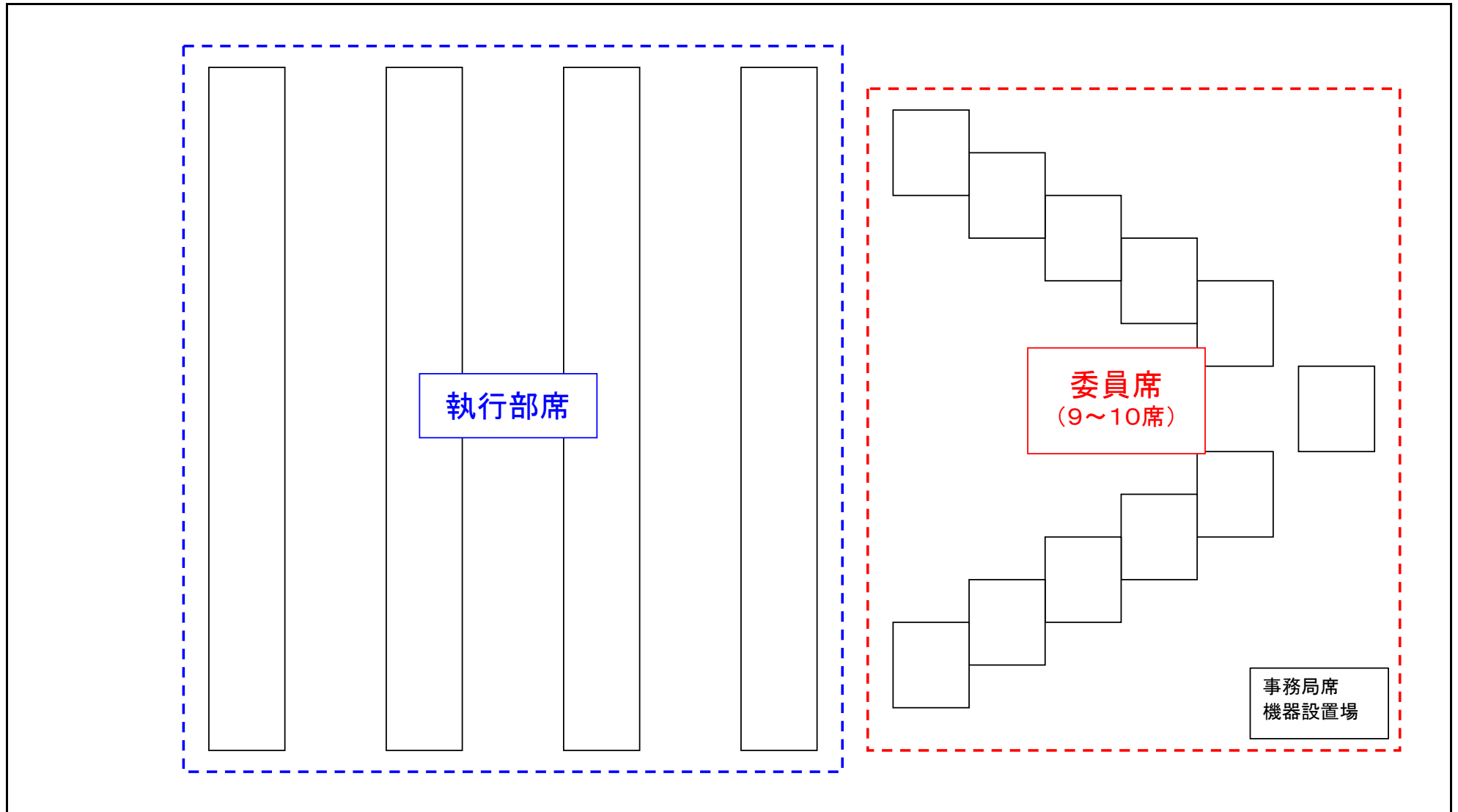


※ ①: 委員用スタンドマイク、執行部用ハンドマイクの音声
 ②: 天井集音マイク、委員用スタンドマイク、執行部用ハンドマイクの音声

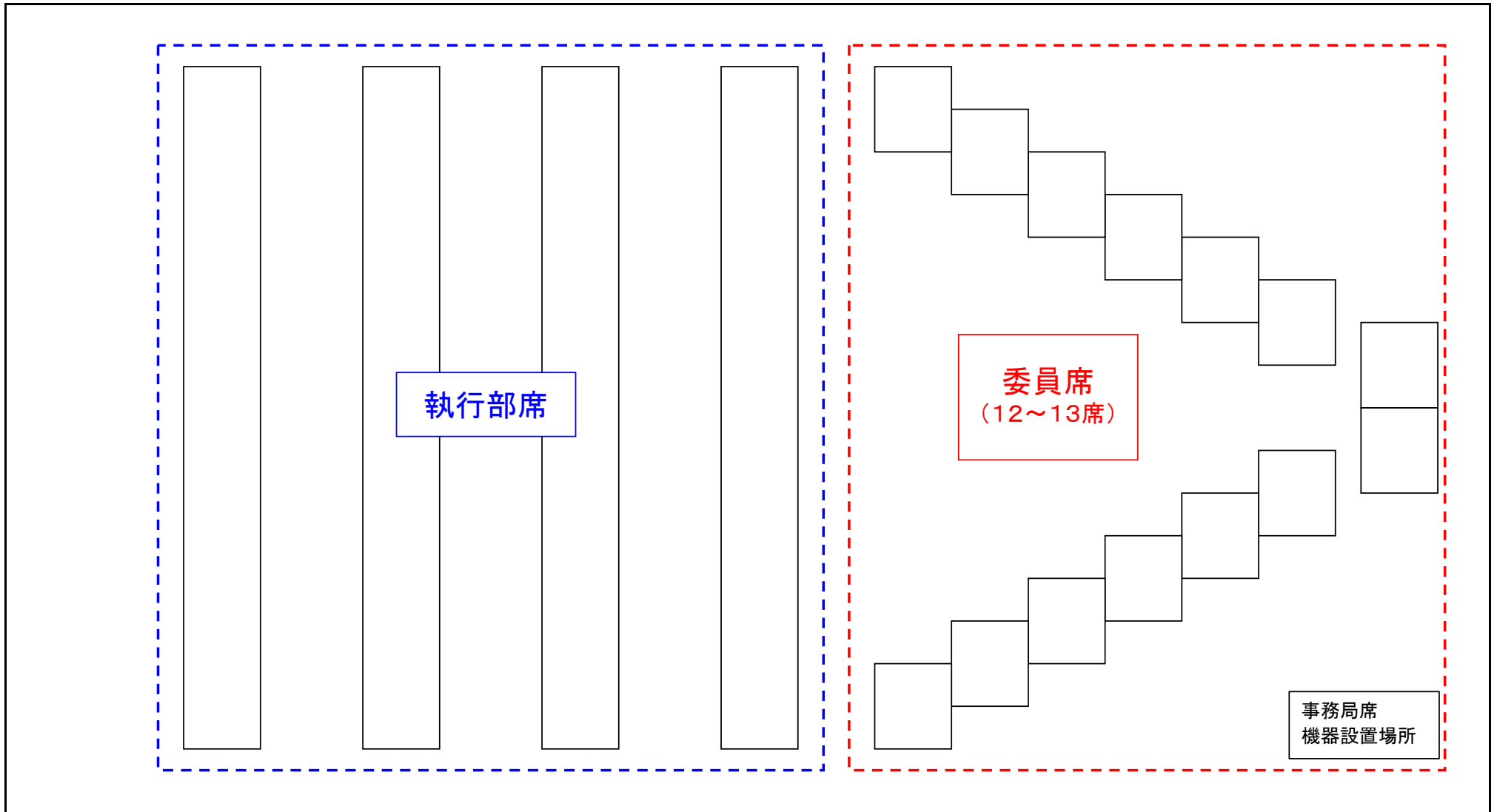
【委員会等インターネット中継システム構成図(全員協議会室)】



【常任委員会配席図(第1～第4委員会室)】



【特別委員会配席図(第1～第4委員会室)】



【全員協議会配席図(全員協議会室)】

